



千葉 Crime Victim Support

千葉CVSニューズレター

千葉県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター

2024年3月 第39号

令和5年度犯罪被害者週間「千葉県民のつどい」の開催

令和5年11月26日（日）、千葉市生涯学習センターにおいて、令和5年度犯罪被害者週間「千葉県民のつどい」を開催しました。

黒野嘉之副知事と当センター大橋靖史理事長の挨拶に始まり、第一部では前千葉地方検察庁検事正の森本和明様による「犯罪被害者支援への思い」～検事としての捜査・公判の経験を踏まえて～と題する基調講演で、秋葉原無差別殺傷事件などの捜査経験を踏まえて支援の重要性を訴えられました。



黒野嘉之副知事



大橋靖史理事長

第二部はパネルディスカッションで、森本様をコーディネーターに、犯罪被害者ご遺族である猪狩芳江様と、猪狩様を支えた千葉県弁護士会犯罪被害に関する委員会副委員長の久保隼哉弁護士、当センターの藤田きよ子相談員が「ある日、突然、犯罪被害にあう」ということをテーマにディスカッションしました。



森本和明氏



パネリストの皆さん

猪狩様は、令和元年10月に北海道札幌市の自宅でお父様を殺害された犯罪被害者ご遺族で、被害直後の早い段階での支援の重要性を訴えられました。久保弁護士は、弁護士が行う支援を説明され、藤田相談員は被害者と信頼関係を結ぶことの重要性などを訴えました。



県立千葉女子高等学校マンドリン・ギター部

「千葉県民のつどい」	……	p1・2
「生命のメッセージ展」の開催結果	……	p2
犯罪被害者支援の連携協力に関する協定締結式	……	p2
基調講演	……	p3～5
犯罪被害者支援街頭コンサートに参加	……	p6
警察本部長、警務部長の視察について	……	p6
「幕張の浜クリーンキャンペーン」に参加	……	p6

目次

犯罪被害者支援員養成講座初級編を開催	……	p6
「出前講座」を開催	……	p7
多額の寄付	……	p7
千葉市議会議員の視察	……	p7
職員継続研修	……	p7
ホンデリングの申し込み方法について	……	p8
お願い・編集後記	……	p8

【基調講演・パネルディスカッションの反響】 アンケートの一部

- 支援の制度やその必要性をわかりやすく説明していただきました。また、検察や裁判所の姿勢についても理解を深めることができました。
- 何時どこで自分が当事者になるかもしれないという怖さ、一日でも早く平穏な生活を取り戻すためには、いろいろな団体が連携して協力することが不可欠であるということが分かりました。
- コーディネーターがパネリストの心情をうまく引き出し、パネリスト個々の当時の思いを聞くことができた。
- 被害者遺族の心情、必要としているサポートなどを詳しく聞くことができ、すごく有益な内容だった。CVS、弁護士のサポート内容もよくわかり、とても有意義でした。
- 犯罪被害者ご遺族の方を思いやり、寄り添おうとされている気遣いが、パネルディスカッションの進行や内容からも感じ取ることができました。亡くなった方の生前の写真が裁判の資料として取り上げられにくいこと、否認が加重されないことなど、これからの裁判の在り方として考えていかななくてはいけないことがあることが分かり、いろいろ考えさせられました。



いのち 「生命のメッセージ展」の開催結果

令和5年度の「生命のメッセージ展」は、令和5年11月20日から11月26日までの間、千葉県庁や四街道市役所第二庁舎など4箇所で開催し、多くの方にメッセージと触れ合っていました。

メッセージには、生前の写真とメッセージ文が添えられ、足元に遺品の「靴」（足跡＝生きた証）が置かれます。無念にも命を喪い、生きたくても生きられなかった犠牲者から「未来につながる命」を守るためのメッセージが伝えられました。

来場者は、一人ひとりのメッセージに心を揺さぶられ、犯罪や交通事故のない社会の創造に思いを巡らせていました。



きぼーる



四街道市役所第二庁舎



千葉県庁



千葉市生涯学習センター
(千葉県民のつどい会場)

犯罪被害者支援の連携協力に関する協定締結式

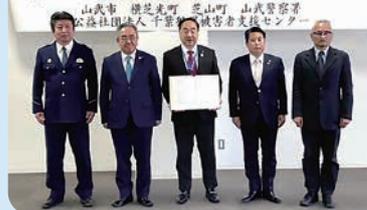
～山武市・芝山町・横芝光町・山武警察署・千葉犯罪被害者支援センター～

令和6年3月19日、山武市役所において、山武市松下浩明市長、芝山町麻生孝之町長、横芝光町佐藤晴彦町長、山武警察署出井義裕署長及び当センター大橋靖史理事長の五者が、犯罪被害者支援の連携協力に関する協定締結式を執り行いました。

三市町ではそれぞれ本年4月に犯罪被害者支援条例が施行される予定で、この協定は、犯罪被害者等の支援に関して相互に連携協力し、犯罪被害者等の権利利益の保護を目的として結んだものです。

他の市町村にも被害者支援に特化した条例が制定され、支援の輪が広がることを願っています。

「山武警察署管内犯罪被害者等支援に係る連携協力に関する協定」締結式



第1部

基調講演

「犯罪被害者支援への思い」

前千葉地方検察庁検事正 森本和明
(現丸の内公証役場・公証人)1 「犯罪被害者週間・千葉県民のつどい」
の意義・基調講演の主題

(1) 平成16年の12月1日、犯罪被害者等基本法が成立しました。

12月1日は、いわば「犯罪被害者等基本法の誕生日」です。

平成17年からは、毎年11月25日から12月1日までの一週間が「犯罪被害者週間」と位置づけられています。

犯罪は昔から起きており、捜査・刑事司法に関する基本法である刑事訴訟法は明治憲法下にもあり、戦後、日本国憲法下で新たな刑事訴訟法が制定されました。しかし、平成16年12月、ようやく、犯罪被害者等基本法が制定されたのです。

本日、千葉県において、「犯罪被害者週間・千葉県民のつどい」が開かれ、たくさんの皆様が集まってくださっていることは、誠に意義あることであり、感慨深いものがあります。

私は、被害者自身と深刻な被害を受けた被害者の家族を合わせて「犯罪被害者」と呼んでいます。皆様には、このつどいにおいて、犯罪被害者が置かれた状況の一端に触れていただきたいと思います。犯罪被害者に犯罪被害に遭った時から再び平穏な生活に戻るまで切れ目なく寄り添うことの大切さについて理解を深めていただきたい、どんな配慮・支援が大事かを感じ取っていただきたいと願っております。

(2) 皆さん

「犯罪被害に遭う。」とは、どういうことでしょうか。「犯罪被害者は、どんな思い」を抱くと思いますか。「犯罪被害者支援において、大事なこと」は、どんなことでしょうか。

これらについて、皆さんに問題意識を持っていただきたいと思い、僭越ながら、しばらく時間を頂いて、お話しまいります。

2 「犯罪被害に遭う」とはどういうことでしょうか。

(1) 被害者は「ある日、突然、被害に遭う」

出かける途中、帰る途中などの路上、学校・職場等で過ごす時間、安心できるはずの自宅に居る間・

就寝中、そのほか、どんな時・どんな場所でも、犯罪被害が発生しています。

被害者にとって、犯罪被害は、いつも、「ある日、突然」です。

どんな事情、動機、目的があろうとも、犯罪は理不尽であり、理不尽に被害に遭われるのです。

(2) 家族にとっても、「ある日、突然」

私は、検事5年目を迎えたとき、捜査中、お嬢さんを殺害されたお母さんからお話を聴きました。

お母さんが涙ながらに話してくださったことを、今も覚えています。

「朝、玄関で、『行ってらっしゃい』と言って娘を送り出したのです。当然、夕方、娘が『ただいま』と言って帰ってきて、一緒に晩ご飯を食べる予定でした。そんな平穏な生活が続くと思っていました。しかし、朝、出かけていくのを見送ったのが、娘の元気な姿を見た最後になってしまいました。」

私は、お聴きした話の内容を検察事務官に伝えて供述調書に書いてもらう間、浮かぶ涙がこぼれ落ちないように、何度も上を向いていました。

(3) 秋葉原事件

平成20年6月8日曜日の昼下がりに、東京・秋葉原で、犯人の男が、トラックを運転し、赤色信号を無視して交差点に突っ込んで、歩行者をはね、トラックを止めて降りると、続いて、軍用ナイフであるダガーナイフで人を次々に刺し、合計7人を殺害し、10人に重傷を負わせました。

私は、東京地方検察庁において殺人などの凶悪重大事件を担当する主任検事として、この日、捜査第一課から事件発生の報告を受けて事件現場に行きました。そして、亡くなった7人の方々と警察署で対面しました。

一人一人と対面しながら、こみ上げてきた思いは「この日、あの時、あの場所で、命を落とすとは、誰も思っていなかっただろう。」「皆さん、もっと、もっと、生きたかっただろうなあ。」というものでした。

殺害された被害者は、言葉こそないものの、我が身に遺った傷跡、痕跡をもって、「声なき声」で、「私は、トラックにはねられました。」「手で防御する間もないまま、ナイフで胸を刺されました。」などと語ってくれていました。



殺人事件の捜査は、事件現場への臨場と被害者との対面から始まります。殺害された被害者との対面は、「被害者がどんな目に遭わされたかをきちんと解明する。」「必ず犯人を割り出して、刑事責任を追究する。」という決意となり、捜査・裁判に向けた原動力となるのです。

私は、殺人事件の捜査中、検察庁の私の執務室に、亡くなった方々の生前のお写真をA4サイズに拡大して貼りました。被害者の写真を見て「この方たちは、あの日、殺されてしまったんだよなあ。」と思い、自分を奮い立たせていたのです。

3 犯罪被害者は、どんな思いを抱くと思いますか。

私は、検事として、多くの被害者の御遺体と対面し、御家族から気持ちをお聴きし、殺人未遂、性犯罪などたくさんの事件の被害者から話を聴いてきました。

犯罪は、被害者、家族から、実に多くのものを奪ってしまいます。

被害者は、犯罪によって、体を傷つけられ、性的自由、名誉を害され、財産を奪われます。尊い命までも奪われ、取り返しのつかないこととなります。穏やかな気持ちが一瞬で「恐怖、不安、悲しみ」に変わり、心を傷つけられます。

被害者も、家族も、突然、平穏な生活を害され、心の安定を失い、以後、長きにわたって、被害に遭った時のことが忘れられず、また同じ目に遭われるかもしれない「恐怖、不安、悲しみ」が消えません。

犯人に「怒り、悔しさ、腹立たしさ、不信任感、嫌悪感、失望感」を抱き、「無念」であり、生きていくのに「つらさ、苦しさ、絶望感」を抱えます。

そうした気持ちは、誰にも受け止めてもらえないと、一層深刻になります。

被害者や家族は、「なぜ、狙われたのか。」「犯人は、何のために、どんな思いで、危害を加えたのか。」「犯人は、捕まり、裁判に掛けられるか。どんな刑罰を受けるのか。」などと思い、それらを誰からも知らされないと、大きな疎外感を味わうのです。

4 犯罪被害者支援において、大事なことは、どんなことでしょうか。

(1) 「犯罪被害者は、事件の当事者である。」

私は、平成10年、平成11年、法務省刑事局において、刑事訴訟法等の改正による被害者保護立法の立案に携わりました。

そのとき、私が基本に据えた考え方は「被害者は、事件の当事者である。」ということであり、それゆ

え「犯罪被害者の心情に配慮する法制度」「犯罪被害者の関心に応える法制度」を考えていきました。

「被害者は、事件の当事者である。」という基本的

認識と、「**犯罪被害者の心情に十分に配慮する。」「犯罪被害者の関心に的確に応える。」**という観点は、現在及び将来にわたる犯罪被害者支援全体に通じる大事なことであると思っています。

(2) 犯罪捜査に携わる警察・検察官、裁判に関わる検察官

犯罪捜査に携わる警察・検察官、裁判に関わる検察官には、証拠によって事案の真相を解明し、立証する中で、「被疑者・被告人がどういうことをしたか。」はもとより、被害者の視点からも「被害者がどんな被害に遭わされたか。」を捉えて被害のありさまをしっかりと理解し、それを基に、被害者の気持ちを十分に察し、被害者の家族の気持ちも十分に察し、しっかりと受け止めてほしいです。

刑事裁判では、検察官への期待として、法廷に居る被告人だけではなく、被害者も事件の当事者であること、特に、殺人事件の裁判では、被害者は、法廷に出てこられないけれど、居ないのではなく、殺害された当事者であることを、裁判官・裁判員にしっかりと意識させる立証活動を行ってほしいです。

それができるのは、警察、検察官、特に全ての証拠を把握する主任検察官です。そういう立場にあるからこそ犯罪被害者から信頼されるのであり、逆に、そういう立場にあるのに配慮が足りないと犯罪被害者を失望させることを、しっかりと理解しておいてほしいです。

私は、ある殺人等事件で、検事として、被害者の御遺体を発見して家族にお返しし、被害者と家族のために事案の真相を解明し、犯罪を認定して起訴し、裁判において家族の前で立証することの大切さを、御家族に教えていただきました。

(3) 被害者支援に取り組む機関、団体、専門家など

千葉県では、千葉県、千葉犯罪被害者支援センター、千葉県警察、千葉弁護士会所属弁護士をはじめ、たくさんの機関、団体、専門家の皆様が犯罪被害者支援にとり組んでおられます。私が検事正を務めた千葉地方検察庁においても、刑事政策支援室を中心に、組織的に犯罪被害者支援に力を入れています。

千葉県八街市で児童たちが飲酒運転トラックの犠牲になったあまりにも悪質でひどい危険運転致死傷事件では、千葉県警察、千葉犯罪被害者支援セン



ター、被害者支援に取り組む弁護士と検事・検察事務官が連携し、被害者家族を思いやって熱心に対応してくださいました。

被害者支援は、捜査、刑事裁判に関し、また、それとは別に、犯罪被害に遭った時から再び平穏な生活に戻ることができるまで、長きにわたって求められます。

その間、被害者や家族の心は揺れ動くものであり、一人一人に寄り添い、その時々で、それぞれに合った支援の実現に取り組むことが必要です。

そのために、被害者支援に携わる機関、団体、専門家などの連携が必要ですが、誰かが中心になるというよりは、誰が最初に犯罪被害者に接しても、必要性に応じた適切な支援策が執られるよう、関係機関、団体、専門家が迅速かつ的確に連携して対応できることが理想的です。

そのために、私が千葉地検検事正時代に開催した被害者支援連絡協議会のような取組によって、どの機関、団体、専門家がどのような支援をできるかをお互いに理解し、信頼関係を高いレベルで保つことを期待いたします。

(4) 犯罪被害者支援における地域社会の重要性

犯罪被害者支援においても一つ重要なことは、被害者支援に携わる機関、団体、専門家だけでなく、地域社会の支えが必要であるということです。

被害者・家族は、通学し、職に就き、地域社会において、現に生活しています。

ちょっとした心遣いが被害者・家族の気持ちを和らげます。心ない言葉が被害者・家族を傷つけることがあるのです。

被害者・家族を温かく迎え入れる地域社会が理想です。

千葉県には、犯罪・非行防止に取り組むたくさんの方もおられます。犯罪・非行防止は、新たな被害者を生まないということでもあります。

新たな被害者を生まない地域社会、現に被害に遭った被害者・家族に寄り添う地域社会を作り上げていくために、各自治体にも期待し、県民の皆様の御理解が広がり、高まることを切に願います。

(5) 犯罪被害者に接する上での難しさ

犯罪被害者を支援すると言っても、どう声を掛ければいいのか、犯罪被害者に接する上で難しく感じる面があると思います。

私よりもっと適切にお話できる方がたくさんおられますが、僭越ながらこれまでの経験からお話しますと、まず、**被害者・家族一人一人に、その時々で、いろんな気持ちがあることを理解することが大事だ**

と思います。

自分が被害者の立場だったらどんな気持ちになるかを考えてみると、被害者・家族の気持ちを受け止めるヒント、心の準備になるかもしれません。

その上で、例えば、**黙ってそばに居るだけでも、安心感をもっていただくことにつながるかもしれません。**

声をかけるとすれば、「どんなことでも受け止めますよ。」という気持ちで、「今、どんなことが頭に浮かびますか。」「どんな言葉が浮かびますか。」「どんなお気持ちでしょう。」などと**柔らかな聴き方で、言葉が出るのを待ってみて**はどうでしょうか。

そして、**被害者・家族が発した言葉を逃さず、そのまま受け止め、こちらも同じ言葉を使うことが大事だ**と思います。

「つらい」と言っている被害者、家族に、「犯人が許せないですね。」と返すのではなく、まずは「つらいのですね。」と返すことによって、自分の言葉を受け止めてもらえたと思って安心していただけることがあります。

被害者・家族一人一人に寄り添う思いやりが大切だと思います。

5 結び・千葉県における犯罪被害者支援への敬意と期待・願い

千葉県において、犯罪被害者支援に熱心に取り組んでおられる全ての皆様に、心から敬意を表します。

これからも、被害者・家族の一人一人に思いやりを持って接し、その気持ちに寄り添ってくださることに、深く感謝いたします。

被害者・家族の誰もが再び平穏な生活を取り戻すことができるよう、願っております。

千葉県が、「犯罪被害者を生まない社会」であってほしいです。

千葉県が、現に被害に遭った犯罪被害者に「思いやりのある、温かい社会」であり続けてほしいです。

千葉県における犯罪被害防止・犯罪被害者支援が一層充実するよう大いに期待し、切に願いつつ、私の話の結びといたします。(結び)

森本 和明 氏

平成元年：検事任官

平成10年、平成11年：法務省刑事局において犯罪被害者保護立法を担当

平成20年：東京地検本部係として、秋葉原事件など多くの殺人事件を担当

令和3年7月～令和5年1月：千葉地方検察庁検事正

現在：丸の内公証役場において公証人

犯罪被害者支援街頭コンサートに参加

令和5年11月11日（土）、そごう千葉店1階京成千葉駅西口前広場において、千葉県警察が主催して開催された「犯罪被害者支援街頭コンサート」に、当センターからも10名の職員が参加してキャンペーン活動を実施しました。

犯罪被害者週間に向けて、犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性に関して県民の理解と共感を深めるために、県警犯罪被害者支援室が企画して、県警音楽隊が演奏を行いました。多くの方が足を止め演奏に耳を傾け、司会者から犯罪被害者週間の主旨や、千葉県民のつどいについてのアナウンスがあり、実のあるキャンペーン活動となりました。



警察本部長、警務部長の視察について

令和5年8月に県警に着任された、宮沢忠孝本部長と水庭誠一郎警務部長が当センターを視察されました。当センターの事業状況や財政状況などを説明し、相談室を視察していただき、相談員にはねぎらいの言葉を掛けていただきました。



令和5年10月31日 宮沢本部長



令和5年9月7日 水庭警務部長

「幕張の浜クリーンキャンペーン」に参加

令和6年1月27日（土）、NTT東日本千葉事業部様が主催する「幕張の浜クリーンキャンペーン」に、昨年に続き当センターから5名が参加し、海岸の清掃活動を行いました。

開会の挨拶で、執行役員千葉事業部長境麻千子様が、元旦に能登地方で発生した震災について触れられたため、全員が被災者や、現地に赴いて復興支援活動にあたっておられる方々に思いを馳せながら清掃活動を行いました。

今年も参加者には事前にホンデリングを実施する旨をお知らせいただいていたため、250点を超える本やCDが集まりました。

皆様の温かいご支援とご協力に感謝申し上げます。



東京湾と富士山をバックに参加者の皆様と記念撮影

犯罪被害者支援員養成講座初級編を開催

令和5年9月5日から10月10日までの毎週火曜日に、6回に分けて犯罪被害者支援員養成講座初級編を開催しました。

入門編を修了した方の中から26名が受講され、法律や制度等支援活動に必要な知識を深めました。

裁判所や検察庁での研修や、最終日には千葉県弁護士会「犯罪被害に関する委員会」の東耕三委員長に、弁護士の目から見た付添支援の際の留意事項等を解説していただきながら模擬裁判を行うなど、充実した研修となりました。



「出前講座」を開催

令和6年1月22日、富里市役所に長谷川コーディネーターがお伺いし、犯罪のないまちづくり推進協議会の皆さまを対象に出前講座を行いました。

犯罪被害者支援活動について、初めて聞かれた方も多く、PTA関係者からは、「交通事故の被害などは身近で発生する可能性があるので、多くの人に知ってもらいたい。」との声が聞かれたほか、保護司会の代表者からは「保護司も被害者のことを知って活動する必要がある。今後、講演の機会を設けたい。」などの感想が寄せられました。

令和5年度は、警察本部や警察署、刑務所や少年院など12の団体様から依頼され講座を行ってきました。連絡をいただければどこにでも出向いて支援の輪を広げたいと思います。是非ご連絡ください。お待ちしております。



多額の寄付

令和6年2月15日、当センターにJ S A中核会千葉ブロックの高崎渡様（株）北総エージェンシー代表取締役）他関連団体の皆さまにお出でいただき、多額の寄付をいただきました。

J S A中核会様は、損保ジャパンの代理店組織で、地域の清掃や見守り活動、献血活動や様々な寄付活動など社会貢献活動に積極的に取り組んでおられ、今回の寄付もその一環として行われたものです。

貴重な財源を犯罪被害者のために有効利用させていただきます。ありがとうございました。



千葉市議会議員の視察

令和6年2月28日、公明党千葉市議会議員団の8名の皆さまが当センターを視察されました。

当センターから支援の現状や課題などを説明したところ、議員の皆さまから二次被害の防止策や、被害直後の被害者の反応などについて熱心に質問がありました。

千葉市は、本年4月1日に「千葉市犯罪被害者等支援条例」が施行される予定で、被害者支援に対する関心の高まりが感じられます。さらに支援の輪が広がることを願っています。



職員継続研修

職員の支援技術を向上を目的に、関係機関の有識者を招聘して職員継続研修を行いました。



令和5年9月8日
国税庁（検察庁から出向）磯村建様
弁護士 伊東秀彦様



令和5年11月10日
全国被害者支援ネットワーク
専務理事 奥山栄一様



令和6年1月12日
県警国際捜査課
代田文様



令和6年2月9日
市原刑務所長
吉川和成様

公益社団法人千葉犯罪被害者支援センターでは、犯罪被害者に対する支援の輪を広げ、被害者支援活動を充実するために皆様にご協力をお願いしております。

賛助会費・寄付のご案内

賛助会員に加入して継続的なご協力をお願いしております。(加入口数は自由です。)

賛助会費

- 法人(団体) 10年2万円
- 個人 10年2千円
- ご寄付 時期・金額を問いません

「入会申込書」「寄付申込書」を事務局にお送りください。「申込書」はホームページからダウンロードできますし、事務局に連絡いただければお送りいたします。

「申込書」が事務局に届きましたら、専用の払込用紙をお送りいたしますので必要事項をご記入の上、ゆうちょ銀行・郵便局からお振り込みください。

なお、当センターのホームページ上のWeb決済システムによるクレジットカードでの決済もご利用いただけます。

寄付型自動販売機にご協力いただけるオーナーの皆様を募集しています



この自動販売機は交通事故や犯罪被害に遭われた方々の支援活動に協力しております。
売上げの一部が下記活動団体に寄附されます。

被害者支援の自動販売機であることを表示するステッカーを貼付していただきます。

当センターでは、被害者支援活動の一層の充実を図るため、被害者支援寄付金型清涼飲料水自動販売機を設置していただけるオーナーの皆様を募集しています。

寄付のシステムは、清涼飲料水等1本の売り上げ毎に、一部(例えば2円から5円)を寄付していただくものです。

設置の方法は、賛同する旨の連絡を当センターにいただければ、自動販売機のベンダーさん(各メーカー)との相談を一緒にさせていただきます。手続は簡単です。

いただいた寄付金は、犯罪被害者の支援のために有効に活用させていただきます。

当センターは平成23年4月1日に公益社団法人に認可されましたので、会費や寄付金等は所得税法上の特定公益増進法人に対する寄付の優遇措置(所得税法第78条)及び地方税における寄附優遇措置の対象となります。

「募金箱」の設置

広く県民の方々から募金していただけるカウンターや窓口等に「犯罪被害者支援募金箱」の設置をお願いします。



ホンデリングの申し込み方法について

古本を活用した寄付の仕組みに取り組んでいる(株)バリューブックスが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により現在電話での申し込みを停止していますが、ウェブから申し込みできる「チャリボン」で受付を行っております。ぜひ、ご利用ください。

■ウェブの場合 **当センタートップページ**(<https://chibacvs.gr.jp/>)
新着情報から

入力画面の「支援先」と「クーポンコード」は表示されているままで結構です。クーポンコードの「N22」は公益社団法人千葉犯罪被害者支援センターのコードとなっております。



《編集後記》

かつて勤務した習志野という地名については、習志野市と言う市名だけでなく船橋市にも習志野という地名があります。

習志野という地名は「習志野原」からきたもので、これは、明治天皇を迎えての陸軍大演習の際、指揮をとった篠原陸軍少将の指揮ぶりが見事であったことから、「習え篠原」から、習志野になったと言う説があります。

「坂の上の雲」に描かれている秋山好古は、旅団長として1903年に今の習志野市大久保にあった騎兵第一旅団に赴任しました。日露戦争では、満州に渡った秋山旅団長は、当時最強を誇ったロシアのコサック騎兵を敗走させ、日本軍の危機を何度も救いました。

日露戦争の日本海海戦で、ロシアのバルチック艦隊に勝利した連合艦隊の参謀を務めた秋山真之は、好古の実弟になります。

(小菅)

千葉CVSニューズレター 第39号

(2024年3月発行)

発行：公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター

発行者：大橋 靖史

印刷所：株式会社太陽堂印刷所

事務局：260-0013

千葉市中央区中央3-9-16

大樹生命千葉中央ビル7階

TEL：043-225-5451

ホームページ：<https://www.chibacvs.gr.jp>

